平成２９年（フ）第２９７９号
大阪府寝屋川市石津中町14番６号（101号）、前住所奈良県香芝市今泉1040番地32
債務者　岩井　孝章
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８３号
大阪市鶴見区鶴見５丁目５番３号
債務者　胡内　　忍
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９１号
大阪市西淀川区花川２丁目13番20号　Ｔｏ　Ｃｏｕｒｔ　Ｈａｎａｋａｗａ402号室
債務者　松田　建二
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５２号
大阪市住吉区我孫子２丁目１番12号　サンライフＡＺＵＭＡ　３Ｂ号
債務者　野村　　覚
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６９号
大阪府門真市幸福町26番２―401号
債務者　村木　朋子（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１３０号
大阪府八尾市春日町３丁目１番26号　日昇マンション305号、前住所大阪府八尾市南久宝寺３丁目48番地　ハイツ南久宝寺205号
債務者　田山由利子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４７号
大阪市港区池島２丁目４番36―209号
債務者　森　　絹枝
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６８号
大阪市西成区南津守３丁目２番62号　スローライフ南　405号、前住所大阪府池田市緑丘２丁目６番５号　緑丘北摂ハイツ302
債務者　西田　郁代
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５６号
大阪府八尾市美園町２丁目35番地の１　ディアコート91　Ｂ―101号
債務者　山元　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ８―206号
債務者　開川　浩之
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
長崎県壱岐市芦辺町湯岳本村触455番地
債務者　金丸　佳代（旧姓村岡・佐々木）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２９年（フ）第５３４号
東京都江戸川区松島３丁目36番５号　倉島方、申立時の住所千葉県市川市大和田４丁目７番23号　（ラ・クール大和田201号）
債務者　高橋　聖哲
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０６号
千葉県船橋市藤原１丁目26番16―204号
債務者　齋藤　貴輝
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６１６号
千葉県船橋市咲が丘４丁目21番61号
債務者　平岡百合香
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６２０号
千葉県市原市ちはら台南２丁目21番地２　ビュークレスト101号
債務者　松山　　聖
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４０号
千葉県市原市姉崎896番地３　メゾンドベルツリーＡ棟202
債務者　辻山　雅弘
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９３号
千葉県八千代市島田台1294番地の35
債務者　岡﨑　理香
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係